

公共用地取得に関する未相続土地の早期取得について

【建設部会】

過疎化が進む中山間地域においては、所有者が市外に転出し（不在地主）、管理されない土地（耕作放棄地等）が多く発生しており、これらの土地所有者が死亡することにより、土地の存在さえ知らない相続人が多数発生している。

中山間地域における公共施設整備のための用地取得にあたり、前述の不在地主、未相続の土地など、用地取得に多大な時間を要するケースが発生し、中山間地対策の事業に支障を及ぼしている。

県においては、これらの実態を踏まえ、国に対し、簡易な供託制度の創設などにより、中山間地域での公共施設整備のために早期の土地利用が実現するよう要望する。